

ライフジャケットを着用しましょう

Rule & Manner

フィッシングルール2016



ゴミは捨てずに持ち帰りましょう



フィッシングルール2016 ルール&マナー

平成28年3月

発行：北海道水産林務部



はじめに	1
遊漁に関する法制度	2
遊漁に関するルール	4
気を付けたいルールとマナー	6
やめて!! 外来魚の移植放流	7
「幻の魚」まつかわを守ろう	8
資源の増大に向けた 漁業者の取組	9
漁港の利用について	10
さけ・ます釣りに関する規制	11
遊漁船の利用について	13
道内の規制一覧(湖沼、河川)	14
" (河口規制)	17
" (禁止期間等)	20
" (遊漁規則)	21
" (内水面区画漁業権)	24
全道エリア別ルールマップ	25
違法な漁具・漁法に注意!!	40
関係機関一覧 (巻末)	

はじめに

北海道では、季節ごと地域ごとに多くの方々が悠大な自然の中で、心のゆとりや自然とのふれあいを求めて野外レクリエーションを楽しまれています。特に、豊富な水産資源を有する広大な海や、原始の姿をとどめた溪流を有する北海道での釣りは、人気のレジャーとして定着しています。

釣りで利用される水産資源は長い年月をかけて育まれてきたものであり、資源を上手に利活用しながら次の世代に引き継いでいくことが大切です。

また、海や河川、湖沼は漁業生産の場でもあるので、漁業の支障とならないように注意する必要があります。

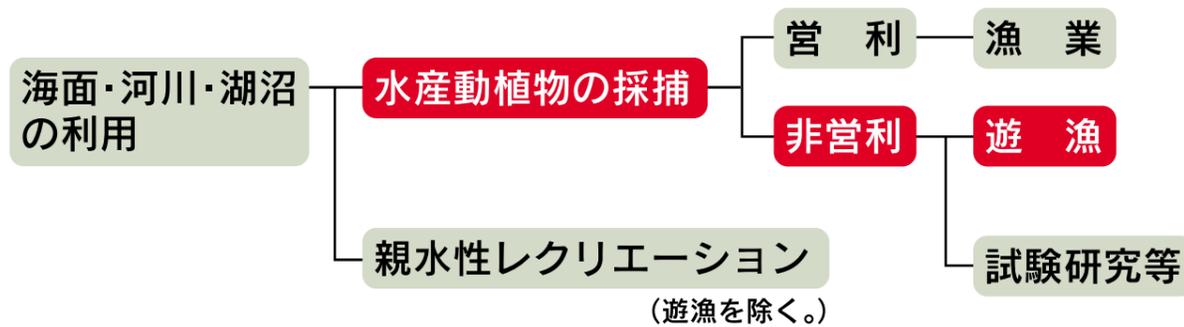
この冊子は、釣りをを行う際に皆さんに守っていただきたい様々なルールやマナーを簡潔にまとめていますので、内容をよくご理解され、役立てて頂きたいと思えます。

この冊子の内容は、平成28年3月末現在でまとめていますので、最新の内容は、道の漁業管理課ホームページでご確認ください。
<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/sr/ggk/ggs/turi-r-m/rule-manner.htm>

遊漁に関する 法制度

遊漁とは、営利を目的としないで、水産動植物を採捕する行為のうち、試験研究等を除いたものです。

遊漁を行うには、水面を生産活動の場としている漁業との調整が必要な場合がありますので、漁業関係法令の規定に十分注意してください。



漁業法

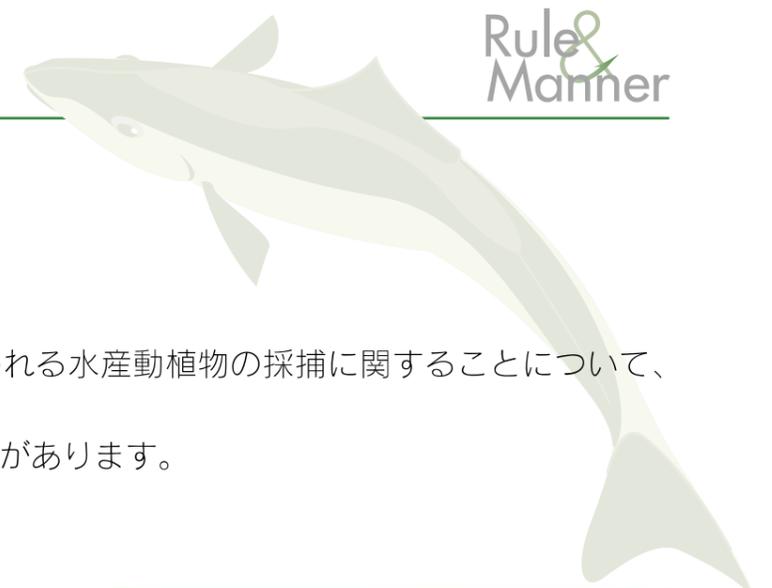
漁業生産に関する基本的な制度や水産資源の保護、培養を図るための基本的な事項を定めた法律です。

漁業を営む権利である漁業権などについては、漁業法で定められており、後述する漁業調整規則、委員会指示、遊漁規則等の根拠となっています。

水産資源保護法

水産資源の保護培養を図り、その効果を将来にわたって維持することにより、漁業の発展に寄与することを目的としています。

保護水面の設定や内水面におけるさけの採捕禁止のほか、水産資源保護のための措置や水産動植物の採捕に関する規制等の根拠を定めています。



漁業調整規則

北海道知事が管轄する水面で行われる水産動植物の採捕に関することについて、必要な事項を定めたものです。

海面と内水面(河川・湖沼等)の2つがあります。

委員会指示

漁業法に基づき、知事からの諮問に対する答申や建議等を行う行政委員会として海区漁業調整委員会と内水面漁場管理委員会が設置されています。

委員会は、漁業調整の円滑化や水産資源の保護の必要がある場合、関係者に対し、水産動植物の採捕の制限や禁止、また漁場の使用の制限に関する指示を行います。



遊漁規則

内水面の共同漁業権が設定されている区域では、漁業権者が遊漁規則を定めている場合があります。

このような区域内で遊漁を行う際は、漁業権者から遊漁承認証の交付を受け、たうえて、遊漁規則に定めたルールに従って行わなければなりません。



遊漁に関するルール

北海道では、次のとおり海面及び内水面の漁業調整規則を設けており、これらには釣りに関するルールも含まれています。

海面

①漁業法と水産資源保護法の規定を受けて、漁業の調整に関して必要な事項を定めた規則が「北海道海面漁業調整規則」です。この規則は、海面で行われる漁業に関する定めですが、釣りなどの遊漁にも関係しているため、注意が必要です。



【遊漁に関する制限の主なもの】

- (ア) 体長等による制限又は禁止 (第35条)
- (イ) 禁止区域等 (第39条)
- (ウ) 河口付近等におけるさけ・ますの採捕の禁止 (第42条)
- (エ) 遊漁者等の漁具又は漁法の制限 (第44条) など

②漁業を営む権利を漁業権といい、漁業権の内容となっている定着性の水産動植物を採ると、**漁業権侵害罪**や**窃盗罪**に問われることがあります。

漁業権(共同または区画)の内容となっている主な定着性水産動植物

海藻類	のり・ふのり・こんぶ・わかめ・ひじき・てんぐさ・まつも・もずく など
動物	うに・しゃこ・たこ・なまこ・ほや・ほっかいえび・えむし など
貝類	あさり・あかがい・ほたてがい・ほっきがい・いがい・かき・しじみ・さざえ など

(漁業権設定に関する詳細は、関係する漁業協同組合に確認してください。)

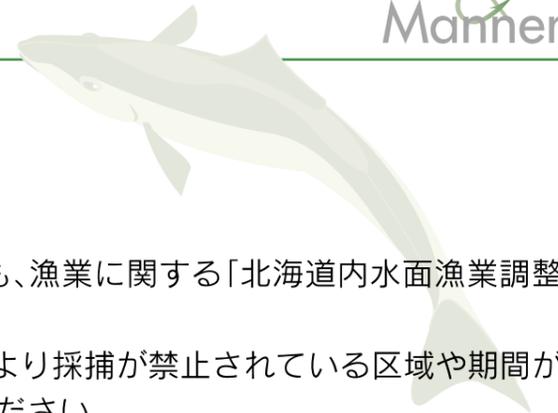
③遊漁者が行える漁具・漁法は次のとおりです (規則第44条)。

- ☆ 竿釣り及び手釣り
- ☆ たも網 (網口及び網の長さの最長部が40cm未満に限る)
- ☆ 徒手による採捕

注意!!

トローリングやヘラ曳きは、漁法上『曳き縄釣り』に該当するため、遊漁者が行うことは、**禁止されています**。また**引っ掛け釣り**も、竿釣りに該当しないため同様に**禁止されています**。

内水面



①海面と同様に、河川や湖沼などの内水面にも、漁業に関する「北海道内水面漁業調整規則」があります。規則では、漁具や漁法の制限のほか、魚種により採捕が禁止されている区域や期間があります。詳しくは、14ページ以降をご覧ください。

【内水面での主な制限の内容】

項目	根拠	対象魚種など
保護水面	水産資源保護法	すべての水産動物 周年
資源保護水面	規則第47条	知事指定魚種(やまべ) 指定期間
漁業の禁止	規則第44条	さけ・さくらます・からふとます(刺し網、引っ掛け釣り)
その他制限事項	規則第45条	さけ・ます・やまべ・あゆの禁止区域や期間など
	規則第47条	
	規則第49条	
委員会指示	漁業法第67条	千歳川・目名川・さけ捕獲河川などでの魚類

注意!!

北海道内水面漁業調整規則が改正され、平成22年1月5日から、次の漁業が禁止漁業となりました。(規則第44条)
これに違反した場合、懲役3年・罰金200万円以下の罰則が適用されます。
(禁止漁業)
○さけ・さくらます・からふとます刺し網漁業
○さけ・さくらます・からふとます引っ掛け釣り漁業

②次の漁具・漁法を用いて水産動植物を採捕する場合は、知事の許可が必要となります (規則第26条)。

1. 刺し網
2. 流し網
3. 敷き網
4. 地びき網
5. 船びき網
6. はえなわ
7. 投網
8. どう
9. かご
10. やな
11. たも網 (網口又は網の長さの最長部が40cm以上のものに限る)
12. さで網 (網口又は網の長さの最長部が40cm以上のものに限る)

③次の漁具・漁法により、水産動物を採捕してはいけません (規則第46条)。

- ・水中に電流を通す漁法・やす又はかぎを使用する漁法(『引っ掛け釣り』を含む)
- ・もじ網を使用する漁法・小型定置網・底建網

注意!!

やまべの採捕制限

やまべの採捕については、北海道内水面漁業調整規則で定める禁止期間のほか、保護水面・資源保護水面・委員会指示の採捕禁止措置が設けられておりますので、注意してください。
【調整規則の禁止期間】
・4月～5月: 上川・空知・石狩・後志・檜山・渡島・胆振の各振興局所管区域内の内水面
・5月～6月: 日高・十勝・釧路・根室・オホーツク・宗谷・留萌の各振興局所管区域内の内水面

引っ掛け釣りは『かぎを使用する漁法』に該当する**禁止漁法**です。

気を付けたい ルールと マナー

海や川でのレジャーは楽しいものですが、残念なことに、一部の心ない人達のルール違反やマナー違反により、漁業生産活動を妨げたり地域の人々の生活に支障を与えているケースが少なくありません。

ここでは、皆さんに是非守っていただきたいルールやマナーのうち、代表的なものを掲載します。

レジャーはマナーを守ることが大切です。

共通

- ・密漁は禁止されています。絶対にしてはいけません。
- ・天候・海況だけでなく自分の体調にも配慮し、どんな時でも安全に気を付けましょう。
- ・ゴミはポイ捨てせずに、必ず持ち帰りましょう。
- ・漁港等での迷惑駐車は、漁業活動に大きな支障を与えるのでやめましょう。
- ・漁業活動や他の船舶の航行を妨げないように注意し、漁具には近づかないようにしましょう。
- ・台風が近づいているときや津波のおそれがあるときは、海や川などでのレジャーは危険ですのでやめましょう。



釣り

- ・小さな魚はリリースし、数を競わない釣りをしましょう。
- ・漁業施設に釣り針を引っかかないように気を付けましょう。
- ・電線の下を通過するときは、感電のおそれがあるので釣り竿をたたんでから通過しましょう。
- ・釣り糸が電線に掛かった場合はむやみに触れず、電力会社に連絡しましょう。
- ・釣りをするときはライフジャケットを着用して安全管理に心がけましょう。



PB・遊漁船

- ・港を利用する場合は許可が必要です。管轄する市町村役場などに問い合わせてください。
- ・航行ルールを守ってください。
- ・沖合の漁具に係留してはいけません。また航行の際は、漁具のロープやボンテン（浮き）などを引っかかないように注意しましょう。



ミニボート

- ・近年、手軽に楽しめるボートとして急速に普及する一方で、海難事故も増加しています。免許や検査が不要なミニボートもひとたび海に出れば、他の船舶と同じように海上の交通ルールが適用されます。
- ・ミニボートの適正利用についての詳細は、次のホームページを参照ください。
<http://www.mlit.go.jp/maritime/senpaku/miniboat/>



水上バイク

- ・遊泳者や船の近くで無謀な運転をしてはいけません。大事故の原因となります。



ダイバー

- ・潜水する場所は、事前に最寄りの漁業協同組合に確認してください。
- ・器材の点検や整備を怠らないようにしましょう。
- ・定められた講習を受けてください。
- ・単独行動は慎み、バディシステムを守りましょう。
- ・水産動植物に触れたり、餌を与えたりしてはいけません。岩や石なども動かさないようにしましょう。
- ・国立公園等の区域内では特別なルールがある場合があります。事前に確認し、ルールを遵守しましょう。

やめて!! 外来魚の 移植放流

ブラウントラウト等の外来魚はもともと日本国内には生息しない魚ですが、食用や観賞用、または釣りの対象魚として持ち込まれ、主に人の手を介してその生息域を拡大しています。

これらの魚種は、魚食性が強いなど、在来種への影響が懸念され、本来あるべき生態系を脅かす存在になっています。

ここでは、内水面漁業調整規則で移植放流を禁止している外来魚及び平成17年6月より、外来生物法で特定外来生物に指定された外来魚を紹介します。

万が一これらの魚を釣り上げた場合は、最寄りの(総合)振興局水産課または道庁漁業管理課にご連絡ください。

北海道内水面漁業調整規則

移植放流禁止魚		
		
ブラウントラウト	カムルチー	カワマス
原産地 イギリス諸島を含むヨーロッパ、 西アジア及びアフリカ大陸北部	原産地 黒竜江水系から揚子江付近までの 中国大陸及び朝鮮半島	原産地 北米北東部

この規則に違反してこれらの外来魚を移植放流した場合には、6月以下の懲役若しくは10万円以下の罰金が科され、又はこれらが併科されます。

特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律 「略名称:外来生物法」(環境省・農林水産省)

		
オオクチバス	コクチバス	ブルーギル
原産地 北米大陸 東中央部	原産地 北米大陸 東南部	原産地 北米大陸 東南部

	<h3>外来生物被害予防3原則</h3> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 入れない ◆ 捨てない ◆ 拡げない <p>など</p>
ウチダザリガニ	
原産地 北米北西部	

特定外来生物は許可を受けずに『飼育・栽培・保管・運搬・販売・譲渡・輸入・野外に放つこと』などを行うことが禁止されています。

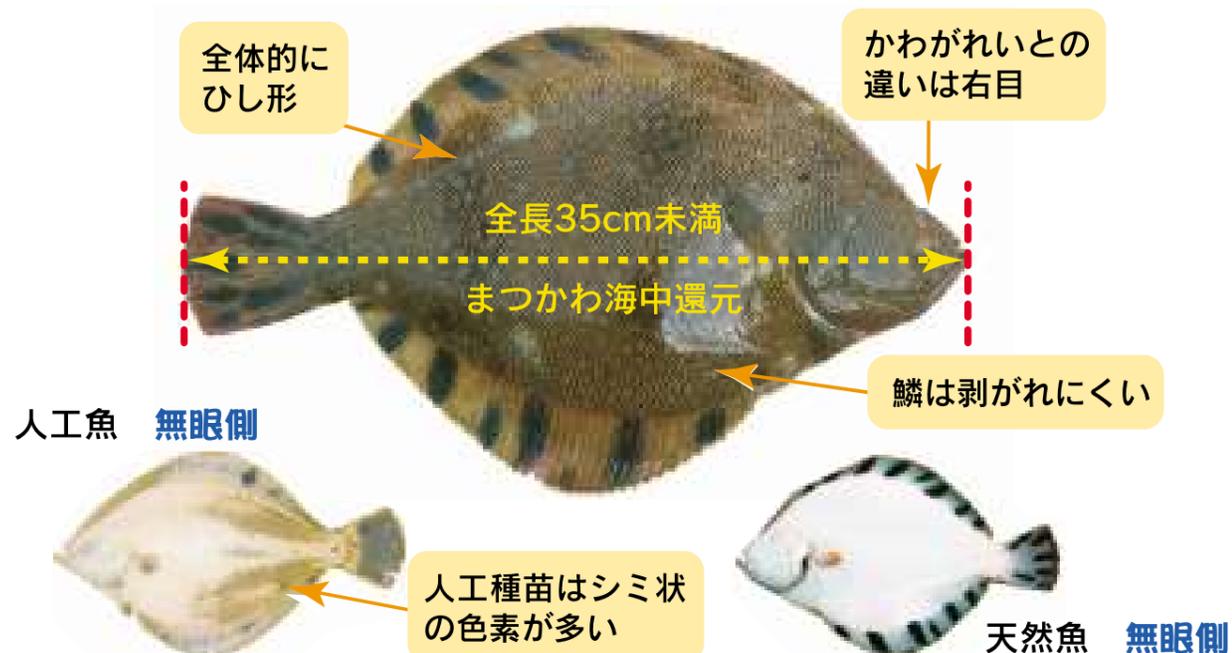
※これらの項目に違反した場合、3年以下の懲役若しくは300万円以下の罰金が科され、又はこれらが併科されます。

外来生物法ホームページ <http://www.env.go.jp/nature/intro/>
外来生物法に関する詳細については環境省にお問い合わせください。

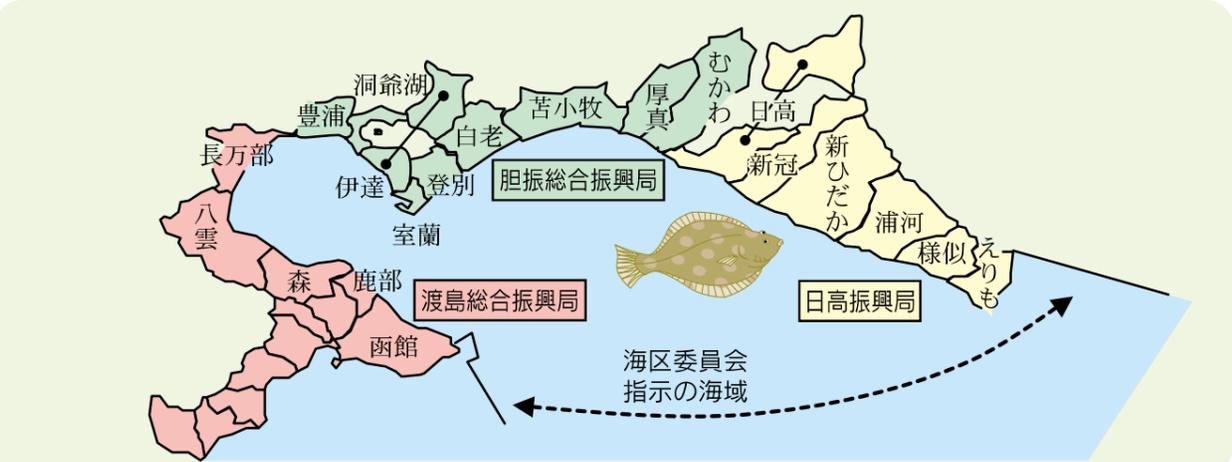
「幻の魚」まつかわを守ろう

***全長35cm未満のまつかわは海中還元！**

函館市古部町～えりも町東端までの太平洋海域では、全長35cm未満のまつかわを採捕した時は、速やかに海中へ戻して下さい。



- ・函館市古部町からえりも町東端までの太平洋海域において、まつかわ(たかのは、たんたか、ブランド名「王鰈」)の種苗放流に取り組んでいます。
- ・この海域では資源保護のため、海区漁業調整委員会指示により、全長35cm未満のまつかわを採捕した場合は、速やかに海中に還元(リリース)しなければなりません。



ご理解
願います!

資源の増大に向けた漁業者の取組

漁業者や漁業関係機関は、水産資源の維持や増大を図り漁業生産を向上させるため、「つくり育てる漁業」や「資源管理型漁業」に取り組んでいます。

「つくり育てる漁業」は、人為的に水産生物の種苗生産や放流、育成管理、漁場の造成や改良、養殖などを行うもので、漁業者が種苗や稚魚の生産及び放流を行う経費の一部を負担しています。

また、「資源管理型漁業」では未成魚の保護や適正な漁獲量の設定など、積極的に資源を管理しています。

【つくり育てる漁業を行っている主な魚種】
さけ・ます・ひらめ・まつかわ・にしん・ほたてがい
こんぶ・えぞばふんうに・あわび など

【資源管理協定で漁業者が規制している魚種とサイズ】

魚種	規制サイズ	対象海域
ひらめ	全長35cm未満	津軽海峡海域を含む北海道日本海海域
まつかわ	全長35cm未満	函館市古部町からえりも町東端までの太平洋海域
まがれい	全長18cm未満	北海道周辺の全海域
そうはち	全長18cm未満	
すけとうだら	全長34cm未満	

釣り団体に加入しよう

道内には多くの釣り団体があり、そのうち全道的な支部組織を持つ3団体が「北海道釣り団体連合会」を組織しています。

3団体では、会員相互の親睦交流や情報交換などを行っており、新たな会員の加入をお待ちしています。

- 北海道釣り団体連合会**
〒002-8026 札幌市北区篠路6条1丁目3-27 (株)ホームメンテナンス 内
TEL 011-773-1988 FAX 011-772-8120
- (公財) 日本釣振興会北海道地区支部**
〒060-8711 札幌市中央区大通西3丁目6
道新スポーツ釣り新聞編集室 内
TEL・FAX 011-223-1130
- (一社) 北海道山女魚を守る会**
〒002-8026 札幌市北区篠路6条1丁目3-27
(株)ホームメンテナンス 内
TEL 011-773-1988 FAX 011-772-8120
- 北海道釣魚連盟**
〒060-8711 札幌市中央区大通西3丁目6
道新スポーツ釣り新聞編集室 内
TEL 011-200-2020 FAX 011-200-2626

漁港の 利用について

近年、海洋性レクリエーションなどで、漁港を訪れる人も年々多くなっていることから、漁港の利用をめぐる様々なトラブルが多発しています。

これらのトラブルは、基本的に個々のモラルに従えば生じない問題であり、漁港地域の人々の生活を理解し、迷惑をかけないようにすることが求められています。

ここでは皆さんに是非守っていただきたい基本的なマナーを掲載しました。

- 1** プレジャーボートなどで漁港を利用するときは、管轄する市町村役場に照会してください。



- 2** コンブの干場など漁業者の作業場や立入禁止施設、防波堤など危険な場所には立ち入らないようにしましょう。

- 3** 漁港内及び漁港周辺の迷惑駐車は絶対にやめましょう。

- 4** 港口付近での釣りは漁船と接触する恐れがあり、危険ですのでやめましょう。



- 5** 沖合の漁業施設（ロープ・網・浮き玉など）に係留したり、網に針を掛けたりしないよう気を付けましょう。



- 6** 航行ルールを守り、漁船の操業や航行を妨げないように注意しましょう。



- 7** 弁当の包装紙、空き缶、ビニール袋などのゴミや余った餌・釣針等は漁港に捨てないで、責任を持って持ち帰りましょう。

- 8** 天候や海況を確認し、ムリせず危険は避けて、沖へ出る場合には必ず救命胴衣を着用しましょう。

さけ・ます釣りに 関する規制

さけ・ますは、漁業資源としての重要性から、釣りに関して様々な規制があります。

内水面

内水面でのさけ・ますの採捕は全面的に禁止されていますが、例外として次に掲げるものなどが認められています。

1. 増殖に関するもの

各地区の「さけ・ます増殖事業協会」が行う、増殖に用いるさけ・ますの採捕。

2. 調査を目的としたもの

釣りに関するさけ・ますの調査として、「有効利用調査」があります。

「有効利用調査」とは、釣り資源や環境教育の場として河川内でのさけ・ますを活用する可能性を調査するものです。

釣り人の皆さんが、事前に事務局に申し込み、「採捕従事者」として登録されると、調査を実施している河川内でさけ・ますを釣ることができます。

平成27年度は、次の2河川で実施されましたが、平成28年度以降の実施についての詳細は未定となっておりますので、7月頃に各事務局に確認してください。

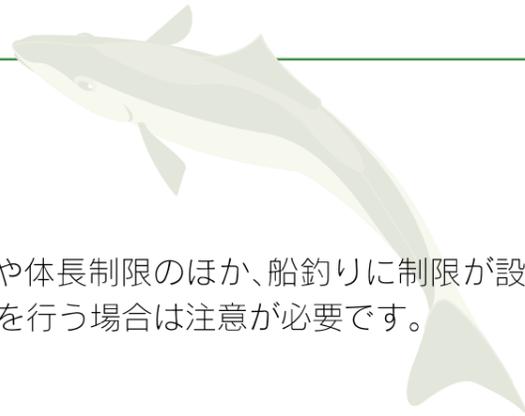
1) 忠類川 事務局: 標津漁業協同組合「忠類川さけ・ます有効利用調査実行委員会事務局」
TEL 0153-82-2341 FAX 0153-82-2879

2) 浜益川 事務局: (一社)石狩観光協会浜益事務所「浜益川さけ有効利用調査実行委員会事務局」
TEL 0133-79-5700 FAX 0133-79-5701

注意!!

有効利用調査実施河川で採捕従事者となる以外には、河川内でさけ・ますを釣ることはできません。 ※

※ここでいうますとは、北海道内水面漁業調整規則で採捕が禁止されている次の魚種です。
→さくらます・からふとます・べにます・ぎんます・ますのすけ



海面

海面のさけ・ます釣りは、河口付近の規制や体長制限のほか、船釣りに制限が設けられている海域があります。次の海域で釣りをを行う場合は注意が必要です。

1. 河口付近の規制

海面漁業調整規則や海区漁業調整委員会指示により、さけ・ますの増殖を行う河川等の河口付近は、さけ・ます釣りが禁止されています。

詳しい箇所などは、17ページ以降に掲載しておりますので参照してください。

2. さけ・ますの船釣り規制

渡島及び根室管内沖合海域では、さけやますの船釣りを制限している期間及び区域があります。

詳しくは、渡島及び根室海区漁業調整委員会事務局に確認してください。

3. 船釣りライセンス制海域

次の海域では「船釣りライセンス制」が行われています。

○秋さけ船釣りライセンス(網走海域:斜里)

この海域で9月上旬から下旬にかけて「さけの船釣り」をする場合は、ライセンス証(承認)を受けた船舶に乗船しなければなりません。

また、船釣りが禁止されている海域もありますので注意してください。

○さくらます船釣りライセンス

次の海域でさくらますの船釣りをする場合は、ライセンス証(承認)を受けた船舶に乗船しなければなりません。

海 域	規制時期
胆 振	12月～翌年3月
後 志	3月～5月
檜 山	1月～5月

船釣りライセンス制に関する詳細は、関係海区漁業調整委員会事務局へ確認してください。

《船釣りライセンス制実施の目的》

船釣りライセンス制とは、一定の期間や海域を定め、特定の魚種について承認(ライセンス)を受けた場合のみ遊漁を認めることです。

この船釣りライセンス制は、同じ海域を使用している漁業者と遊漁者との事故・トラブルの防止や、漁業者がつくり育てている資源の節度ある遊漁利用の実現を目的としています。

実施海域では釣獲尾数や釣獲時間などについて制限がありますので、遵守をお願いします。

遊漁船の利用について

船舶により釣り客を釣り場に案内する事業を行うためには、遊漁船業の適正化に関する法律(略名称:遊漁船業法)の規定に基づき、北海道知事の登録を受けなければなりません。

遊漁船を利用する場合は、登録を受けた船かどうかを確認してください。

また、船内では、船長(遊漁船業務主任者)の指示に必ず従いましょう。

登録を受けた遊漁船の確認方法

確認事項	内 容	掲示場所	掲示例
船体表示	登録を受けた遊漁船業者は、道から通知された4ケタの登録番号(掲示例のとおり)を遊漁船に表示しなければなりません。	遊漁船の左右両舷	◎北海道××××
登録票	登録を受けた遊漁船業者は、必要事項を記載した登録票を掲示しなければなりません。	営業所 遊漁船	

船長(遊漁船業務主任者)からの指示事項の例

- ・利用者名簿への記入
- ・乗客数の制限(定員以上は乗船させることができない)
- ・救命胴衣の着用
- ・飲酒の禁止、酩酊者の乗船拒否
- ・迷惑行為の禁止
- ・採捕の制限(禁止区域、漁具の付近等)

遊漁船業者登録票	
氏名又は名称	北海 太郎
登録番号	北海道××××
登録の有効期間	○年○月○日から ○年○月○日まで
営業所の所在地	北海道札幌市 北3条西6丁目
遊漁船の名称	北海丸
遊漁船業務主任者の氏名	北海 太郎
損害賠償措置の保険期間	○年○月○日から ○年○月○日まで

★遊漁船業者及び遊漁船業務主任者の皆様へ!

1. 遊漁船登録の更新について

遊漁船業者の登録は、5年ごとに更新しなければ効力を失い、遊漁船業を営むことができなくなりますので、ご自分の登録年月日をご確認のうえ、有効期間満了日の30日前までに更新の申請をしてください。

例) 登録年月日:平成23年6月30日→有効期間満了日:平成28年6月30日

2. 遊漁船業務主任者の更新講習について

遊漁船業務主任者講習の修了証明書の有効期限は、修了証明書の交付を受けた日の属する年の翌年1月1日から5年となっていますので、有効期間満了前に更新の講習を受講しなければなりません。

ご自分の修了証明書の交付年月日をご確認のうえ、必ず受講してください。

講習の日程については、北海道のホームページなどでお知らせしますので、ご確認ください。

(<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/sr/ggk/ggs/new/yugyo-sengyou/top.htm>)

道内の規制一覧

湖沼・河川の規制

委員会指示については、単年度の措置が多いため、本表には平成27年度の実績を記載しております。釣行の際は、事前に北海道内水面漁場管理委員会（巻末に記載）に確認してください。

（河川名欄に記載されています〇〇等とは、注入する河川も含まれていることを示します。）

(総合) 振興局名	河川番号	河川及び湖沼名	河口禁止区域設定 (P17)	内水面漁業調整規則 (P20)	内水面委員会指示	遊漁規則 (P21)	内水面区画漁業権 (P24)	掲載ページ
石狩	1	石狩川	○					29,32
	2	厚田川	○	○				29,32
	3	浜益川	○					29,32
	4	千歳川			○			28,29
	5	袋達布沼					○	29,32
	6	支笏湖			○	○		28,29
後志	7	余市川	○			○		28
	8	積丹川	○	○				28
	9	余別川	○	○				28
	10	古宇川	○	○				28
	11	野束川	○					28
	12	尻別川等	○		○ (目名川)	○ (目名川)		28
	13	朱太川	○			○		28
	14	大平川	○	○				28
	15	泊川	○	○				28
	16	千走川	○	○				26,28
	檜山	17	馬場川	○			○	
18		須築川	○	○				26,28
19		後志利別川等	○		○ (メップ川)			26
20		太櫓川等	○		○ (本流・小川)	○ (太櫓川、二俣川、濁川)		26
21		臼別川	○	○				26
22		突符川	○	○				26
23		姫川	○	○				26
24		厚沢部川	○	○				26
25		天野川	○	○				26
26		石崎川	○	○				26
渡島	27	見市川	○	○				26
	28	相沼内川	○					26
	29	大鴨津川	○	○				26
	30	小鴨津川	○	○				26
	31	茂草川	○	○				26
	32	及部川	○	○				26
	33	福島川	○	○				26
	34	知内川	○	○				26
	35	亀川	○	○				26
	36	茂辺地川	○	○				27
	37	戸切地川	○	○				27
	38	汐泊川	○	○				27
	39	原木川	○	○				27
	40	尻岸内川	○	○				27
	41	大舟川	○	○				27
	42	鹿部川	○	○				27
	43	鳥崎川	○	○				27
	44	大沼・小沼・蕁菜沼等				○		27
	45	遊楽部川	○			○		26
	胆振	46	貫気別川	○				
47		長流川	○					27,29

(総合) 振興局名	河川番号	河川及び湖沼名	河口禁止区域設定 (P17)	内水面漁業調整規則 (P20)	内水面委員会指示 (P26~39)	遊漁規則 (P21)	内水面区画漁業権 (P24)	掲載ページ
胆振	48	洞爺湖等				○		27
	49	倶多楽湖					○	27
	50	登別川	○					27
	51	アヨロ川	○					27
	52	敷生川	○					27
	53	白老川	○					27,30
	54	ポロト湖				○		27,30
	55	錦多峰川	○					27,30
	56	ウトナイ湖・美々川					○	30
	57	三ヶ月沼					○	30
日高	58	安平川	○					30
	59	鷗川	○			○		30
	60	沙流川等	○			○ (本流・オコタン川)		30
	61	新冠川	○					30
	62	静内川	○					30
	63	三石川	○					30
	64	日高幌別川等	○	○ (春別川)				31,36
	65	幌満川等					○	31,36
	66	ニカンベツ川	○	○				31,36
	67	歌別川	○	○				31,36
	68	猿留川	○					31,36
	69	浦河ダム湖等				○		31
	十勝	70	糠平湖等			○ (注入河川)		○
71		然別湖等			○ (北側及び注入全河川)		○ (南側及び注入河川)	33
72		ホロカヤントウ沼				○		31,36
73		広尾川	○					31,36
74		歴舟川	○					31,36
75		十勝川	○					31,36
76		サホロ湖・佐幌川					○	33
釧路		77	音別川				○	
	78	茶路川				○		37
	79	庶路川				○		37
	80	阿寒川				○		37,38
	81	阿寒湖等				○		38
	82	塘路湖・シラルト口沼等				○		39
	83	摩周湖			○			39
	84	新釧路川	○			○		37
	85	藻散布沼等				○		37
	86	火散布沼等				○	○	37
根室	87	ヒョウタン沼等				○		38
	90	風蓮川支流姉別川			○			39
	88	風蓮湖	○					39
	89	別当賀川	○	○				39
	90	風蓮川等	○			○ (本流・トンデン川・林村川)		39
	91	ヤウシベツ川及びケネヤウシベツ川				○		39
	92	ポンヤウシベツ川				○		39
	93	西別川等	○	○				39
	94	床丹川	○					39
	95	当幌川	○					39
	96	標津川等	○	○ (支流・武佐川)				39
	97	伊茶仁川	○					39
98	忠類川	○					39	

(総合)振興局名	河川番号	河川及び湖沼名	河口禁止区域設定(P17)	内水面漁業調整規則(P20)	内水面委員会指示(P26~39)	遊漁規則(P21)	内水面区画漁業権(P24)	掲載ページ
根室	99	古多糠川	○					39
	100	薫別川	○					39
	101	元崎無異川	○					39
	102	植別川	○					39
	103	春苅古丹川	○	○				39
	104	羅白川	○					39
	105	サシルイ川	○					39
オホーツク	106	イノウベツ川	○					39
	107	オンネベツ川	○	○				39
	108	奥薬別川	○	○				39
	109	斜里川等	○	○(支流・エトンビ川)	○			39
	110	止別川	○	○				38
	111	おけと湖等				○		38
	112	濤沸湖				○	○	38
	113	藻琴湖				○	○	38
	114	藻琴川	○			○		38
	115	網走川	○	○		○		38
	116	網走湖等				○		38
	117	能取湖等	○			○	○	38
	118	常呂川	○					38
	119	湧別川	○					38
宗谷	120	渚滑川等	○	○(支流・ウツツ川)				33,35
	121	興部川等	○	○(本流・ペンケ川)				35
	122	幌内川	○	○				35
	123	フーレツ川	○	○				35
	124	徳志別川	○					35
	125	北見幌別川等	○	○(支流・パンケナイ川)				35
	126	頓別川	○			○		35
	127	ポン沼・クツチャ口湖等				○		35
	128	鬼志別川	○					35
	129	知来別川	○					35
	130	下苗太路川	○	○				34
131	増幌川	○	○				34	
留萌	132	天塩川等	○	○(支流・パンケナイ川及び美深・パンケ川)				34,35
	133	遠別川	○					34
	134	風連別川	○					34
	135	信砂川	○	○				29,32
	136	暑寒別川	○	○				29,32
空知	137	桂沢湖				○	29,32	
上川	138	朱鞠内湖等		○(注入河川)		○		33,35
	139	桜岡貯水池					○	33
	140	岩尾内湖等					○	33

河口付近等におけるさけ・ます採捕禁止区域一覧(第42条関係)

- 注 1 左右海岸の規制区域は標柱などで示されています。沖合距離は最大高潮時の海岸線からの距離です。(左海岸とは河口から海に向かって左側の海岸です。)
- 2 この表で示している距離のうち、()内の数字は、標柱までの一応の目安として利用してください。
- 3 河川内でさけ・ますを採捕することは、水産資源保護法及び北海道内水面漁業調整規則で禁じられています。
- 4 禁止期間の後ろに「海区」と記載されているのは、「海区委員会指示」のことです。
- 5 委員会指示の内容は、平成27年度の実績です。平成28年度の委員会指示の内容については釣行の前に関係する(総合)振興局もしくは海区漁業調整委員会(巻末参照)にお問い合わせください。

振興局名(総合)	河川及び湖沼名	区域					禁止期間 (27年度実績)
		河川口及び湖沼沿岸		沖合方位		沖合 (メートル)	
		左海岸 (メートル)	右海岸 (メートル)	左方 (度分)	右方 (度分)		
石狩	石狩川	(1,000)	(1,000)	312.30	300.35	2,000	5.1~11.30
	浜益川	100	200	280.00	280.00	300	9.12~10.21 海区注4,5参照
	厚田川	(200)	(100)	268.00	268.00	右 100 左 200	5.1~8.31
	後志	余市川	(500)	(500)	31.13	31.13	500
後志	積丹川	(300)	(300)	325.00	270.00	300	5.1~8.31
	余別川	(500)	(200)	70.00	320.00	150	5.1~8.31
	古宇川	(300)	(300)	225.00	225.00	300	5.1~8.31
	野束川	(300)	(700)	345.00	5.00	600	8.20~11.30
	尻別川	(1,000)	(1,000)	299.30	300.00	1,000	5.1~11.30
	朱太川	(500)	(500)	25.33	2.11	500	5.1~8.31
	大平川	150	(150)	40.00	30.00	150	5.1~8.31
	泊川	(300)	(300)	344.00	344.00	300	5.1~8.31
	千走川	(300)	(300)	344.00	344.00	300	5.1~8.31
	檜山	須築川	(300)	(300)	259.00	259.00	300
後志利別川		(1,000)	(1,000)	281.45	281.45	1,000	4.1~11.30
太櫓川		(500)	(500)	306.00	306.00	500	4.1~8.31
白別川		(300)	(300)	212.00	208.00	300	4.1~8.31
突符川		(300)	(300)	252.34	252.34	300	4.1~8.31
姫川		(300)	(300)	254.00	254.00	300	4.1~8.31
厚沢部川		(700)	(700)	274.30	262.30	700	8.20~11.30
天野川		(300)	(400)	20.00	325.00	300	8.20~11.30
石崎川		0	(150)	302.00	302.00	300	4.1~8.31
渡島		見市川	(500)	(500)	210.32	210.32	500
	相沼内川	(400)	(400)	242.00	242.00	400	4.1~8.31
	大鴨津川	(300)	(300)	246.00	246.00	150	6.1~8.31
	小鴨津川	300	300	246.00	246.00	150	6.1~8.31
	茂草川	(300)	(300)	220.00	220.00	200	6.1~8.31
	及部川	(300)	(100)	180.00		右 0 左 100	6.1~8.31
	福島川	(500)	(500)	135.00	135.00	500	9.1~12.10
	知内川	(1,000)	(1,000)	90.00	90.00	1,000	9.1~12.10

振興局名(総合)	河川及び湖沼名	区 域				沖 合 方 位 (メートル)	禁 止 期 間 (27年度実績)
		河川口及び湖沼口沿岸		沖 合 方 位			
		左海岸(m)	右海岸(m)	左方(度分)	右方(度分)		
渡 島	亀 川	(700)	(500)	168.00	168.00	700	9.1~12.10
	茂辺地川	(600)	(700)	127.25	117.25	1,000	9.1~12.10
	戸切地川	(600)	(700)	159.00	159.00	500	9.1~12.10
	汐泊川	(500)	(500)	193.40	193.40	500	5.1~6.30 9.1~12.10
	原木川	(500)	(500)	170.00	145.00	400	5.1~6.30
	尻岸内川	(500)	(500)	152.00	152.00	500	5.1~6.30 9.1~12.10
	大舟川	(250)	(250)	60.00	60.00	300	9.1~12.10
	鹿部川	(300)	(300)	60.00		右 0 左 300	9.1~12.10
	鳥崎川	(400)	(400)	12.00	12.00	500	9.1~12.10
	遊楽部川	(1,000)	(1,000)	82.00	70.00	1,000	5.1~6.30 9.1~12.10
	胆 振	貫気別川	(300)	(700)	195.00	195.00	500
登別川		(150)	(300)	142.00	142.00	300	5.1~6.30 9.1~12.10
敷生川		500	500	139.45	139.45	500	5.1~6.30 8.20~12.10
白老川		500	500	143.30	143.30	500	5.1~6.30 8.20~12.10
安平川		(1,000)	(1,000)	192.05	192.05	500	5.1~9.30
鷗 川		(300)	(700)	220.08	221.17	500	5.1~6.30 9.1~12.10
長流川		500	500	210.00	210.00	500	9.1~12.10
アヨロ川		150	150	142.00	142.00	200	9.1~12.10
錦多峰川		300	200	157.38	157.38	200	9.1~12.10
日 高		沙流川	(1,000)	(1,000)	230.00	230.00	1,000
	新冠川	(700)	(700)	215.10	215.10	700	9.1~11.30
	静内川	(1,000)	(1,000)	218.24	218.59	1,000	5.1~11.30
	三石川	(500)	(500)	199.45	197.47	500	5.1~6.30 9.1~11.30
	日高幌別川	(1,000)	(1,000)	199.08	189.22	1,000	5.1~11.30
	ニカンベツ川	(300)	(300)	225.00	225.00	500	5.1~8.31
	歌別川	全道エリア別マップ36P図参照					5.1~11.30
	猿留川	(300)	(300)	90.00	90.00	300	5.1~11.30
十 勝	広尾川	(500)	(500)	113.00	113.00	500	6.1~11.30
	歴舟川	(1,000)	(1,000)	120.01	120.31	1,000	6.1~11.30
	十勝川	(1,000)	(1,000)	135.35	135.35	1,000	6.1~11.30
釧 路	新釧路川	全道エリア別マップ37P図参照					6.1~11.30
根 室	風蓮湖	全道エリア別マップ39P図参照					5.1~11.30
	別当賀川	300	300	13.10	13.10	300	5.1~11.30
	風蓮川	300	300	6.20	6.20	300	5.1~9.30
	西別川	(1,000)	(1,000)	64.03	64.03	1,500	6.1~11.30

振興局名(総合)	河川及び湖沼名	区 域				沖 合 方 位 (メートル)	禁 止 期 間 (27年度実績)	
		河川口及び湖沼口沿岸		沖 合 方 位				
		左海岸(m)	右海岸(m)	左方(度分)	右方(度分)			
根 室	床丹川	(300)	(300)	73.32	73.32	600	5.1~9.30	
	当幌川	700	(700)	98.45	108.02	700	5.1~11.30	
	標津川	(1,000)	(1,000)	67.43	67.43	1,500	5.1~11.30	
	伊茶仁川	(500)	(500)	61.15	64.36	500	5.1~11.30	
	忠類川	500	500	58.50	58.50	500	8.8~11.3海区注4,5参照	
	古多糠川	(150)	(150)	77.00	77.00	150	6.1~9.30	
	薫別川	(1,000)	(1,000)	85.00	90.00	1,000	6.1~11.30	
	元崎無異川	(150)	(150)	113.00	113.00	150	6.1~9.30	
	植別川	(500)	(500)	80.51	105.00	500	6.1~9.30	
	春苧古丹川	(500)	(500)	109.00	108.45	500	5.1~11.30	
	羅臼川	(700)	(700)	126.33	132.07	700	6.1~11.30	
	サシルイ川	(300)	(300)	96.00	96.00	300	5.1~9.30	
	オホーツク	イワウベツ川	(1,000)	(1,000)	326.46	326.46	1,000	6.1~12.10
		オネベツ川	(500)	(500)	301.30	301.30	500	5.1~8.31
奥薬別川		(500)	(500)	345.35	345.35	500	5.1~12.10	
斜里川		(1,000)	(1,000)	354.40	354.20	1,000	5.1~12.10	
止別川		(1,000)	(1,000)	11.12	10.35	1,000	5.1~8.31	
藻琴川		(1,000)	(1,000)	32.40	32.40	1,000	6.1~8.31	
網走川		全道エリア別マップ38P図参照					6.1~12.10	
能取湖		(500)	(500)	12.00	12.00	1,000	6.1~8.31	
常呂川		(1,000)	(1,000)	2.20	2.20	1,000	6.1~12.10	
湧別川		(1,000)	(1,000)	22.30	22.30	1,000	6.1~12.10	
宗 谷	渚滑川	(1,000)	(1,000)	26.25	26.25	1,000	5.1~12.10	
	興部川	(500)	(500)	35.50	35.50	500	5.1~8.31	
	幌内川	(1,000)	(1,000)	46.57	38.44	1,500	6.1~12.10	
	フーレツ川	(300)	(200)	48.00	48.00	300	4.1~8.31	
	徳志別川	(900)	(1,000)	56.15	56.15	2,000	4.1~12.10	
	北見幌別川	(1,000)	(1,000)	34.00	34.00	1,000	4.1~8.31	
	頓別川	(1,000)	(1,000)	49.22	49.22	1,000	6.1~12.10	
	鬼志別川	(300)	(300)	39.00	44.00	右 100 左 300	6.1~9.10	
	知来別川	(200)	(300)	48.00	48.00	500	6.1~12.10	
	下苗太路川	(250)	(250)	50.00	50.00	300	4.1~8.31	
留 萌	増幌川	(500)	(500)	307.00	307.00	500	5.1~8.31	
	天塩川	(1,000)	(1,000)	256.25	256.25	2,000	5.1~11.30	
	遠別川	(500)	(500)	263.00	263.00	500	8.20~11.30	
	風連別川	(300)	(300)	288.00	283.00	300	5.1~8.31	
	信砂川	(500)	(500)	303.30	303.30	500	5.1~11.30	
	暑寒別川	(500)	(500)	308.00	329.00	500	5.1~11.30	

北海道内水面漁業調整規則等による区域、期間等の制限一覧

振興局名(総合)	禁止区域	水産動物名	禁止期間 ()												摘要	
			1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月		
全道	すべての内水面	さけ・ます あゆ													ます：さくらます、からふとます、べにます、選んます、ますのすけ	
	石狩、後志、釧路、渡島、根室、空知、上川管内の内水面 日高、十勝、釧路、根室、オホーツク、宗谷、留萌管内の内水面	やまべ													9/16	
石狩	千歳川(一部)	すべての魚類													8/21	P28、29参照
	厚田川	すべての水産動物														本支流 保護水面
後志	支笏湖(全域)	ひめます														P28、29参照
	支笏湖(一部)	ひめます														保護水面
後志	千走川	すべての水産動物														保護水面
	積丹川	同														本支流 保護水面
後志	古宇川	同														本支流 保護水面
	泊川	同														本支流 保護水面
後志	余別川	同														本支流 保護水面
	尻別川支流目名川	やまべ														P28、29参照
檜山	大平川	同														本支流 資源保護水面
	後志利別川支流メツ川	すべての水産動物														本支流 保護水面
檜山	須築川	同														本支流 保護水面
	太櫓川及び小川	同														保護水面
檜山	突符川	同														本支流 保護水面
	姫川	同														本支流 保護水面
檜山	石崎川	同														本支流 保護水面
	白別川	同														本支流 保護水面
渡島	見市川	同														保護水面
	大鴨津川	同														本支流 保護水面
渡島	小鴨津川	同														本支流 保護水面
	及鴨川	同														本支流 保護水面
渡島	汐泊川	同														本支流 保護水面
	茂草川	同														本支流 保護水面
渡島	原木川	同														本支流 保護水面
	日高幌別川及び春別川	同														本支流 保護水面
高根	ニカンベツ川	同														本支流 保護水面
	歌別川	同														本支流 保護水面
十勝	熊平人工湖に注入する河川	やまべ														本支流
	然別湖の北側の区域及びこれに注入する全河川	すべての水産動物														
釧路	摩周湖	にじます・ひめます														
	風蓮川支流姉別川	やまべ														本支流 資源保護水面
根室	西別川	すべての水産動物														保護水面
	別当賀川	やまべ														本支流 資源保護水面
根室	標津川支流武佐川	同														本支流 資源保護水面
	春苧古丹川	同														本支流 資源保護水面
オホーツク	オンネベツ川	すべての水産動物														本支流 保護水面
	止別川	同														本支流 保護水面
オホーツク	幌内川	同														保護水面
	奥薬別川	同														本支流 保護水面
オホーツク	斜里川	すべての魚類														内水指示
	斜里川支流エトンビ川	やまべ														本支流 資源保護水面
宗谷	渚滑川支流ウツ川	同														本支流 資源保護水面
	奥部川及び奥部川支流ペンケ川	同														本支流 資源保護水面
宗谷	増幌川	すべての水産動物														保護水面
	下苗太路川	同														本支流 保護水面
谷川	北見幌別川支流パンケナイ川	やまべ														本支流 資源保護水面
	フーレツ川	同														本支流 資源保護水面
留萌	信砂川	すべての水産動物														本支流 保護水面
	暑寒別川	同														本支流 保護水面
上川	朱鞠内湖に注入する河川	やまべ														本支流
	天塩川支流パンケナイ川及び美深パンケ川	同														本支流 資源保護水面

遊漁規則による制限の概要一覧

禁止区域、体長制限、漁具または漁法の制限などがありますので、詳細については関係漁業協同組合にお問い合わせください。

漁業協同組合 電話番号	河川 (湖沼)名	魚種	遊漁期間	遊漁料等	
				券の種類	金額(円)
支笏湖漁業協同組合 0123-25-2059	支笏湖	ひめます	6.1~8.31	船釣り 1日 3ヵ月(シーズン券)	1,429(税抜) 25,715(税抜)
※遊漁時間 6月午前3時~午後7時30分 7月午前3時30分~午後7時30分 8月午前4時~午後7時				陸釣り 1日 3ヵ月(シーズン券)	715(税抜) 12,858(税抜)
余市郡漁業協同組合 0135-23-2131 ※遊漁時間 日の出~日没まで	余市川 本支流	あゆ	7.1~9.15	1日 全期間	2,000(税込) 15,000(税込)
		やつめうなぎ	1.1~12.31	1日 全期間	100(税込) 1,050(税込)
		わかさぎ	1.1~12.31	1日 全期間	100(税込) 1,050(税込)
尻別川漁業協同組合 0136-57-5111	尻別川	あゆ	7.1~9.15	1日 1ヵ月 1年	2,000(税込) 6,000(税込) 10,000(税込)
		やつめうなぎ	1.1~4.19 6.21~12.31	1日 1年	1,000(税込) 5,000(税込)
朱太川漁業協同組合 0136-72-3231	朱太川	あゆ	7.1~9.15	1日 1ヵ月 2ヵ月	2,000(税込) 8,000(税込) 12,000(税込)
		やつめうなぎ	7.1~翌年4.30	1日 1ヵ月 1年	200(税込) 500(税込) 1,000(税込)
瀬棚郡内水面漁業協同組合 0137-82-3346	馬場川	あゆ	7.1~9.15	1日 1年	2,000(税込) 8,000(税込)
	後志利別川 本支流	あゆ	7.1~9.15	1日 1年	2,000(税込) 8,000(税込)
		やつめうなぎ	7.1~12.31	1日 1年	2,000(税込) 8,000(税込)
	太櫓川・二俣川・濁川	あゆ	7.1~9.15	1日 1年	2,000(税込) 8,000(税込)
やつめうなぎ		7.1~12.31	1日 1年	2,000(税込) 8,000(税込)	
大沼漁業協同組合 0138-67-2329	大沼・小沼・尊菜沼・宿野辺川・軍川・苧澗川	こい	3.1~12.20	1日 1年	500(税込) 5,000(税込)
		ふな			
		わかさぎ	1.1~12.31	1日	600(税込)
八雲町漁業協同組合 0137-62-3101	遊楽部川	あゆ	7.1~9.15	1日 全期間	1,500(税込) 5,000(税込)
洞爺湖漁業協同組合 0142-66-2312	洞爺湖及び流入河川	にじます	船釣 6.1~6.30 12.1~翌年3.31	1日 1年	1,200(税込) 20,000(税込)
		ひめます			
		やまべ	6.1~8.31 12.1~翌年3.31		
		えび	6.1~8.31 12.1~翌年3.31	1日	500(税込)
※連絡先 洞爺湖町産業課 0142-74-3005 ※遊漁時間 午前4時~午後7時		わかさぎ	5.1~8.31 11.1~翌年3.31	1日	500(税込)
いぶり中央漁業協同組合白老支所 0144-83-4660 ※遊漁時間 午前7時~午後4時	ポロト湖	わかさぎ	1.1~3.31	1日 1年	500(税込) 4,000(税込)

漁業協同組合 電話番号	河川 (湖沼)名	魚種	遊漁期間	遊漁料等		
				券の種類	金額(円)	
鶴川漁業協同組合 0145-42-2055 ※遊漁時間 午前9時～午後4時	鶴川	ししゃも	11.20～12.20	1日 1年	700(税込) 8,000(税込)	
ひだか漁業協同組合 0146-48-2111	沙流川及び オコタン川	ししゃも	11.20～12.20	1日	300(税込)	
日高中央漁業協同組合 0146-22-2251	浦河ダム湖 及び流入河川	こい	4.1～10.31	1日	500(税込)	
		やまべ	7.1～10.31	1年	3,000(税込)	
大樹漁業協同組合 01558-7-7801	ホロカヤン トウ沼	わかさぎ	1.1～12.31	1日	700(税込) 小学生 300(税込)	
白糠漁業協同組合 01547-2-2221 ※遊漁時間 午前7時～午後4時	茶路川 庶路川 音別川	ししゃも	12.10～12.31	1日	1,000(税抜)	
釧路市漁業協同組合 0154-22-5151 ※遊漁時間 午前7時～午後4時	阿寒川 新釧路川	ししゃも	12.6～12.31	1日	600(税抜)	
散布漁業協同組合 0153-67-2111	藻散布沼及び 藻散布川 火散布沼及び 火散布川	ちか	6.1～3.31	免除		
		かれい	5.1～8.31及び 10.1～12.31			
塘路漁業協同組合 01548-7-2007	シラルトロ沼、塘 路湖、エオルト沼、 ポイント沼、マク ントウ沼、サルトル 沼及び流入河川 など	わかさぎ	1.1～3.20	1日	1,000(税込)	
		こい	5.1～11.30			
		あめます	1.1～11.30			
阿寒湖漁業協同組合 0154-67-2750 ※遊漁時間 日の出 (または日の出1時間前から) ～日の入り (または日の入り後1時間まで)	阿寒湖、 阿寒川上流 など 詳細は漁協に 問い合わせの こと	わかさぎ	1.1～3.31 及び 5.1～11.30	1.1～3.31 竿釣・手釣 1日 回数券(12回分)	1,100(税込) 11,000(税込)	
		はげ				
		ひめます				
		にじます	5.1～11.30 (阿寒川本流、 ヒョウタン沼は 10.31まで)	5.1～11.30 (阿寒川本流、 ヒョウタン沼は 10.31まで)	船舶持込無 1日 回数券(12回分) 船舶持込有 1日 回数券(12回分)	1,500(税込) 15,000(税込) 2,000(税込) 20,000(税込)
		あめます				
		いとう				
		ふな	5.1～11.30	船舶持込有 1日 回数券(12回分)	2,000(税込) 20,000(税込)	
		こい				
		えび				
		やまべ	1.1～3.31及び 7.1～11.30	1日	1,000(税込)	

漁業協同組合 電話番号	河川 (湖沼)名	魚種	遊漁期間	遊漁料等	
				券の種類	金額(円)
網走漁業協同組合 0152-43-3121 ※遊漁時間 午前9時～午後3時	濤沸湖	わかさぎ	11.1～翌年2月末日	1日	1,000(税込)
	藻琴湖			1日	1,000(税込)
西網走漁業協同組合 0152-61-3311	網走湖、網走川 及び女満別川	わかさぎ	1.1～3.31及び 12.20～12.31	1日	800(税込)
		こい	5.1～8.31		
		えび	5.1～6.30		
	能取湖、 卯原内川及び ポイント沼	かれい	1.1～5.14及び 6.16～12.31	1日	800(税込)
		にしん			
		ちか			
頓別漁業協同組合 01634-2-2161	クッチャロ 湖、ボン沼、 クッチャロ川 及び頓別川	わかさぎ	1.1～3.31及び 5.1～12.31	1日 1ヵ月 1年	525(税込) 2,100(税込) 5,250(税込)
		わかさぎ	1.10～4.10 及び5.1～12.10	1日 回数券(6日券1月～4月) 1ヵ月(5月～12月)	1,100(税込) 5,500(税込) 4,500(税込)
朱鞠内湖淡水 漁業協同組合 0165-38-2470 ※遊漁時間 日の出～日没まで	朱鞠内湖	わかさぎ	1.10～3.31及び 6.1～12.10	1日 回数券(6日券1月～4月) 1ヵ月(5月～12月)	1,100(税込) 5,500(税込) 4,500(税込)
こい					
ふな					
いとう					
あめます					
えび					
やまべ	1.10～3.31及び 6.1～12.10	1日	1,000(税込)		

注) 遊漁料については、遊漁規則によって加算、減額する場合がありますので、
詳細は漁業協同組合に問い合わせ下さい。



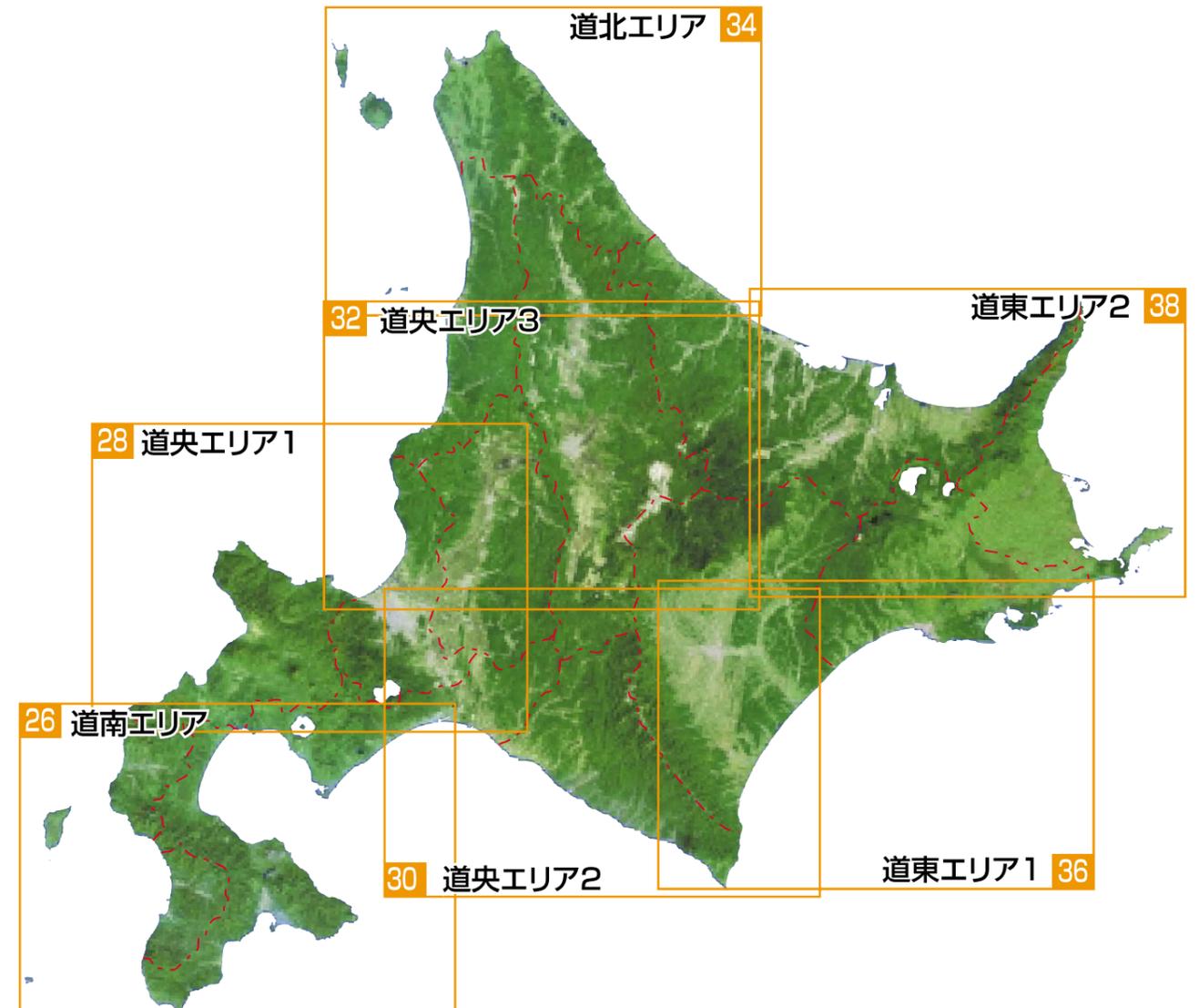
内水面区画漁業権による制限一覧

次の区域には、魚類等の養殖のため、**第二種区画漁業権**が設定されています。**区画漁業権**が設定された区域内で養殖している魚を捕ると、**漁業権の侵害等にあたり、罰則が適用される場合があります**ので注意してください。

なお、次の区域については、漁業権者が受忍し、採捕を認めている場合がありますので、詳細については各漁業権者にお問い合わせください。

(総合) 振興 局名	漁 場 区 域		魚 種	漁 業 権 者	
	区	域 所 在 地		氏 名	T E L
石狩	袋達布沼	新篠津村	わかさぎ	新篠津村	0126-57-2111
胆振	倶多楽湖	白老町	ひめます	いぶり中央漁業協同組合	0144-87-2721
	ウトナイ湖及び美々川本流	苫小牧市	わかさぎ・えび・こい	荒木義信外10名	0144-33-8354
	三ヶ月沼	厚真町	こい・わかさぎ・えび	向江 豊司	01452-7-3410
日高	幌満川第3貯水池及び注入河川	様似町	にじます	電工興産株式会社	01463-6-2211
十勝	糠平湖	上士幌町	やまべ・わかさぎ・にじます	上士幌町	01564-2-2111
	然別湖及び注入河川	鹿追町及び上士幌町	わかさぎ・やまべ・にじます・おしよこま	鹿追町	0156-66-2311
	サホロ湖及び佐幌川本流	新得町	わかさぎ・にじます	新得町	0156-64-5111
オホーツク	おけと湖及び注入河川	置戸町	わかさぎ・やまべ	置戸町	0157-52-3311
空知	桂沢湖	三笠市	わかさぎ	三笠市	01267-2-3181
上川	桜岡貯水池	和寒町及び剣淵町	わかさぎ	剣淵町	0165-34-2121
	岩尾内湖及び注入河川	士別市	やまべ	士別市	0165-28-2121

全道エリア別 ルールマップ



※ ここに記載されている河川及び漁場の位置は概略ですので、釣りに出かける際には、道路地図等で正確な位置を確認してください

※ 委員会指示については、平成27年度の実績を記載しております。

後志利別川と支流メップ川との合流点に知事が設置した標柱より上流のメップ川本支流

太櫓川河口に設置された標柱から上流の小川との合流点までの区域及び小川本支流の区域

いぶり噴火湾ルール

漁港利用に関するトラブルや海難事故などの防止を目的として、地元関係者で構成する「いぶり噴火湾漁港漁場利用検討会」が、漁港内や漁港周辺、漁具設置場所などでのルールを決めている。

いぶり噴火湾漁港漁場利用検討会の構成

いぶり噴火湾漁協、室蘭漁協、PB団体、伊達市、洞爺湖町、豊浦町、室蘭市、胆振海区、胆振総合振興局

胆振管内さくらます船釣りライセンス制の概要(海区委員会指示)

27年12月15日～28年3月15日の期間は、ライセンス取得船に乗船しなければさくらますの船釣りはできません。
 (遵守事項)
 1) 同時に使用できる竿数は1人1本
 2) 釣獲尾数は1人1日10尾以内
 3) 釣獲したさくらますの販売等の制限
 4) 廃棄の禁止
 5) 釣行時間は、日の出から正午まで(一部海域では、日の出から14:00まで)
 6) 釣果の報告義務
 7) 訪船調査への協力
 ※平成27年度の内容を記載しています。
 詳細は、胆振海区漁業調整委員会事務局までお問い合わせください。

秋さけ船釣りの規制(海区委員会指示)

9月～11月の期間、船釣りによるさけの採捕を制限しています。(区域により制限期間が異なります。)
 ※1 10月1日～11月30日(沖合1,200m以内)
 ※2 10月1日～11月30日(沖合1,200m以内)
 ※3 9月1日～11月30日(沖合2,000m以内)
 ※4 10月1日～11月30日(沖合1,500m以内)
 ※5 10月1日～11月20日(沖合1,500m以内)
 また9月～12月の期間、渡島管内に設置されている定置網から300m以内の区域では、船釣りによる水産動物の採捕を制限しています。
 ※内容が変更となる場合がありますので、渡島海区漁業調整委員会にお問い合わせください。

檜山管内さくらます船釣りライセンス制の概要(海区委員会指示)

28年1月10日から28年5月21日までの期間は、ライセンス取得船に乗船しなければさくらますの船釣りはできません。
 (遵守事項)
 1) 同時に使用できる竿数は1人1本
 2) 釣獲尾数は1人1日10尾以内
 3) 釣獲したさくらますの販売等の制限
 4) 放流・廃棄の禁止
 5) 釣行時間は、日の出から日没まで
 6) 釣果の報告義務
 7) 訪船調査への協力
 ※平成27年度の内容を記載しています。
 詳細は、檜山海区漁業調整委員会事務局までお問い合わせください。

凡例

- 保 → 保護水面
- 資 → 資源保護水面
- 区 → 河口規制
- 内 → 内水面区画漁業権
- 遊 → 遊漁規則
- 振興局境界線

第2砂防ダムまでの見市川本流の区域及び見市川との合流点から上流のテテホリ川の区域、見市川との合流点から上流の岩淵川の区域、見市川との合流点から冷水沢川治山ダムえん堤までの冷水沢川の区域、並びに見市川との合流点から上流1,100mの治山ダムえん堤までの二股川の区域

さけ船釣り禁止区域



木古内湾における漁場利用協定

漁場利用に関するトラブルやまこがれい資源の保護を目的として、漁業と遊漁の関係者間で締結した協定

- 知内沖合
 - 漁業関係部会 ← 協定 → 知内遊漁船部会
 - ・20cm未満のまこがれいの採捕禁止
 - ・船釣り禁止区域の設定 など
- 木古内沖合
 - 上磯郡漁協 ← 協定 → 木古内小型船安全協会 更木マリンクラブ
 - ・20cm未満のまこがれいの採捕禁止
 - ・船釣り禁止区域、立入禁止区域の設定 など

支笏湖でのひめすの採捕規制
(内水面漁業調整規則)

■釣りができる期間は、6月1日から8月31日まで3ヶ月です。
■釣りができる時間は、下の通りです。

6月	午前3:00～午後7:30
7月	午前3:30～午後7:30
8月	午前4:00～午後7:00

(夜間の釣りは禁止されています)

■釣りができる区域は、ア、イ、ウです。

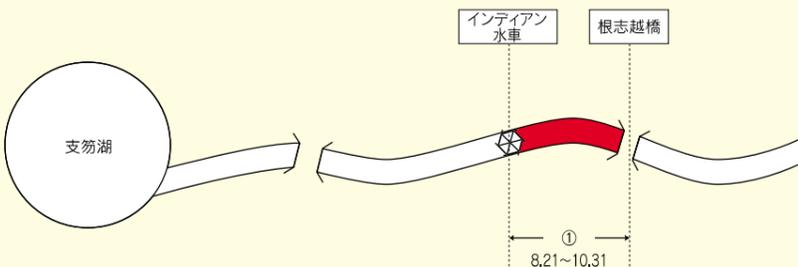
■釣りをを行う上での注意事項やボート利用の方法などのお問い合わせ先は次のとおりです。

●支笏湖ひめす釣魚対策協議会事務局
(千歳市産業振興部観光振興課水産振興係)
〒066-8686 千歳市東雲町2丁目34番地
TEL 0123-24-0381
FAX 0123-22-8854



千歳川での採捕規制(内水面委員会指示)

禁止区域	禁止期間	対象生物
根志越橋～さけ・ます捕獲施設 (インディアン水車)間の 千歳川本流	8月21日～10月31日	すべての魚類



後志管内さくらます船釣りライセンス制の概要
(海区委員会指示)

28年3月1日～28年5月15日の期間は、
ライセンス取得船に乗船しなければさくら
ますの船釣りはできません。

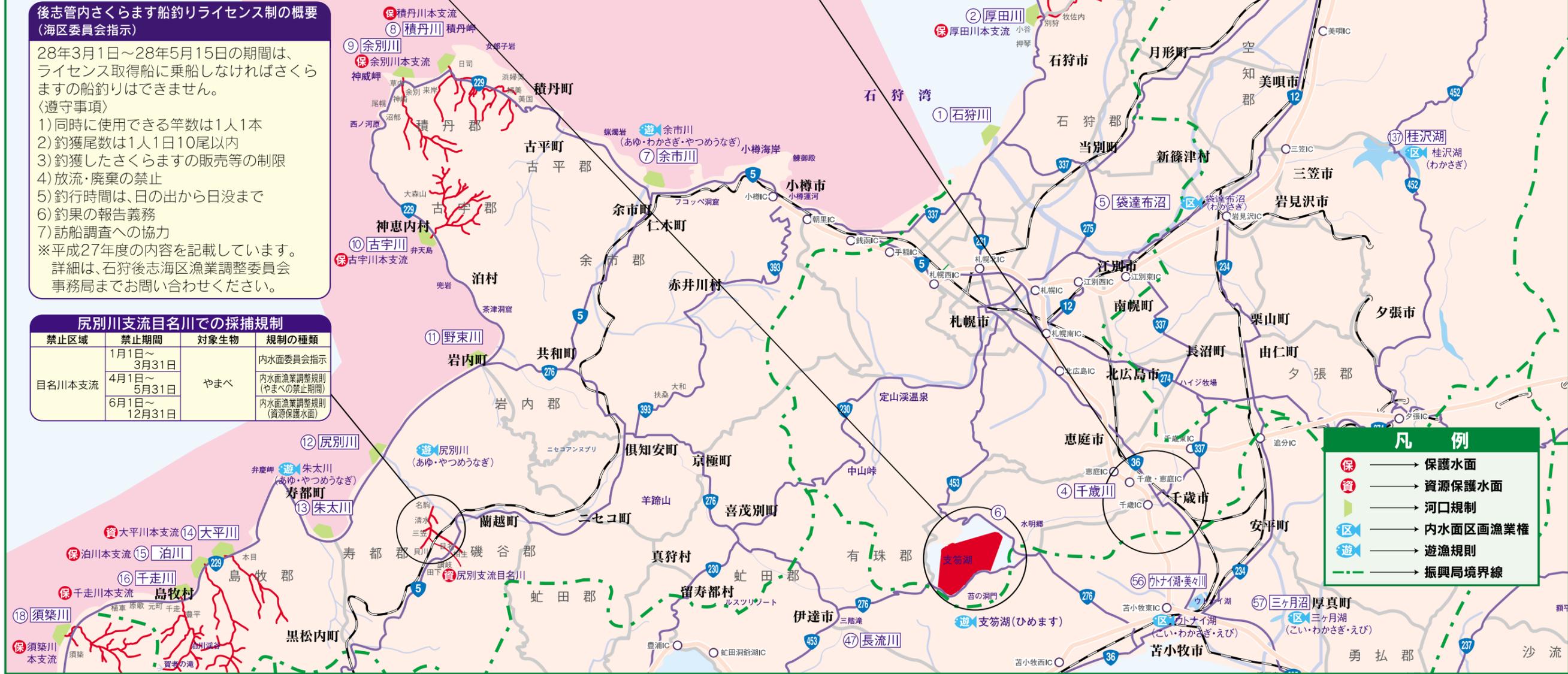
(遵守事項)

- 1) 同時に使用できる竿数は1人1本
- 2) 釣獲尾数は1人1日10尾以内
- 3) 釣獲したさくらますの販売等の制限
- 4) 放流・廃棄の禁止
- 5) 釣行時間は、日の出から日没まで
- 6) 釣果の報告義務
- 7) 訪船調査への協力

※平成27年度の内容を記載しています。
詳細は、石狩後志海区漁業調整委員
会事務局までお問い合わせください。

尻別川支流目名川での採捕規制

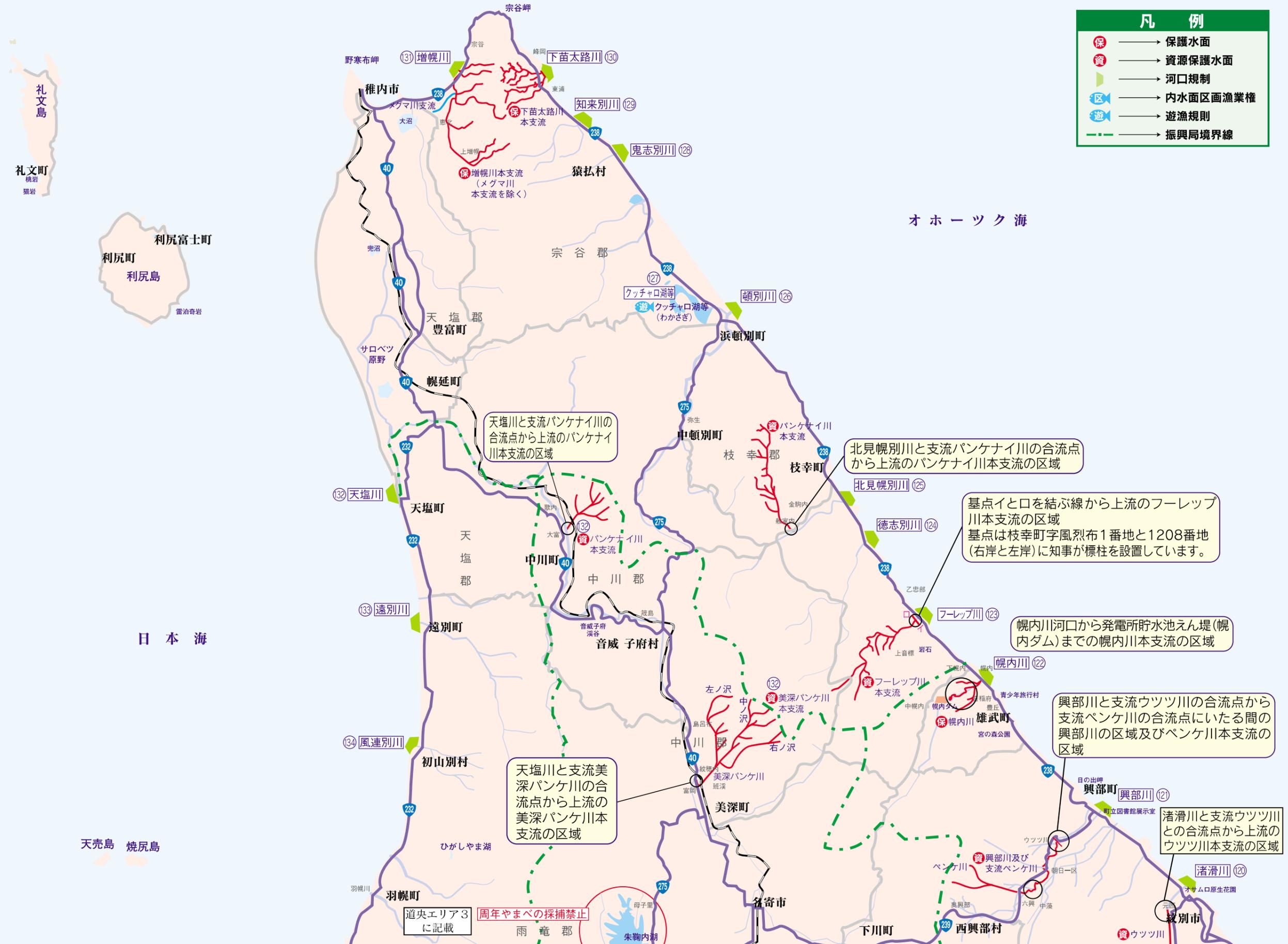
禁止区域	禁止期間	対象生物	規制の種類
目名川本支流	1月1日～ 3月31日	やまべ	内水面委員会指示
	4月1日～ 5月31日		内水面漁業調整規則 (やまべの禁止期間)
	6月1日～ 12月31日		内水面漁業調整規則 (資源保護水面)



凡例

- 保 → 保護水面
- 資 → 資源保護水面
- 区 → 河口規制
- 遊 → 内水面区画漁業権
- 遊 → 遊漁規則
- 振 → 振興局境界線

凡例	
	保護水面
	資源保護水面
	河口規制
	内水面区画漁業権
	遊漁規則
	振興局境界線



天塩川と支流パンケナイ川の合流点から上流のパンケナイ川本支流の区域

北見幌別川と支流パンケナイ川の合流点から上流のパンケナイ川本支流の区域

基点イとロを結ぶ線から上流のフーレップ川本支流の区域
基点は枝幸町字風烈布1番地と1208番地(右岸と左岸)に知事が標柱を設置しています。

幌内川河口から発電所貯水池えん堤(幌内ダム)までの幌内川本支流の区域

興部川と支流ウツツ川の合流点から支流ペンケ川の合流点にいたる間の興部川の区域及びペンケ川本支流の区域

渚滑川と支流ウツツ川との合流点から上流のウツツ川本支流の区域

天塩川と支流美深パンケ川の合流点から上流の美深パンケ川本支流の区域

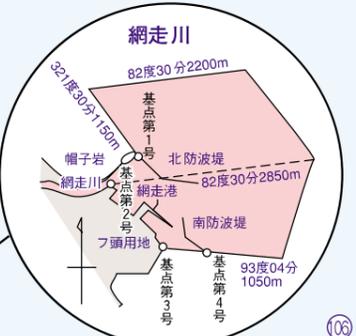
道央エリア3に記載
周年やまべの採捕禁止
雨竜郡

凡例

- 保護水面
- 資源保護水面
- 河口規制
- 内水面区画漁業権
- 遊漁規則
- 振興局境界線

網走川でのたも網・さで網使用の採捕規制(内水面漁業調整規則)

禁止区域	禁止期間	対象生物
網走川河口～網走湖口	4月20日～6月30日 10月1日～12月31日	すべての水産動物



秋さけ船釣りライセンス実施海域

海岸線から定置網が設置されている一定の区域を制限しています。

秋さけ船釣りライセンス制の概要

(海区委員会指示)

27年8月25日～27年9月25日の期間、制限海域(図中の青色及び桃色部分)で秋さけの船釣りはできません。ただし、秋さけ船釣りライセンス実施海域(図中桃色部分)においては、9月1日～9月25日までの間ライセンス取得船に乗船して行う場合はこの限りではありません。

- 1) 竿釣りに限定 1人1本
- 2) 釣果は1人1日10尾以内
- 3) 放流・販売等の制限
- 4) 廃棄の禁止
- 5) 夜間の船釣り禁止
- 6) 釣果の報告義務
- 7) 海区委員会の調査への協力

※平成27年度の内容を記載しています。詳細は、網走海区漁業調整委員会にお問い合わせください。

斜里川での採捕規制(内水面委員会指示)

禁止区域	禁止期間	対象生物
斜里川河口～(社)北見管内さけ・ます増殖事業協会斜里捕獲採卵場の捕獲施設	8月1日～12月31日	すべての魚類

根室海峡北部海域での採捕規制

(海区委員会指示)

8月下旬～11月下旬の期間、定置漁具の周囲300m以内では水産動物の採捕が禁止されています。※詳細は、根室海区漁業調整委員会にお問い合わせください。

野付湾でのさけ・ます船釣りの規制

(海区委員会指示)

8月下旬～10月下旬の期間、湾内の一部では船釣りによるさけ・ますの採捕が禁止されています。※詳細は、根室海区漁業調整委員会にお問い合わせください。



風蓮湖でのにしんの採捕規制

(海区委員会指示)

9月下旬～12月下旬の期間、湖内の一部ではにしん釣りが禁止されています。※詳細は、根室海区漁業調整委員会にお問い合わせください。

西別川河口に設置された標柱から上流の西別川とオンネベツ川との合流点までの西別川の区域、西別川とシカルンナイ川との合流点から上流のシカルンナイ川本支流の区域及び西別川とオンネベツ川との合流点から上流のオンネベツ川本支流の区域

違法な漁具・漁法に注意!!

道内では、残念なことに「秋さけの引っ掛け釣り」や「あさり、しじみのじょれん引き」など、法令で使用が認められていない漁具や漁法により違法に水産動物を採捕する遊漁者が多く見受けられます。

違法な漁具・漁法の使用はおやめ下さい!!

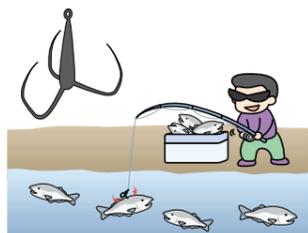
〈道内で見られる違法な漁具・漁法〉

違法な漁具・漁法の名称	主な対象魚介類
引っ掛け釣り	秋さけ、からふとます
じょれん引き	あさり、ほっきがい、しじみ
からめ採り(ポンポン、モップ)	うに、かに、つぶ、なまこ
ホタテ釣り(ハンガー釣り)	ほたてがい
ざる採り(つぶざる、かにざる)	つぶ、かに、うに、あいなめ
魚採りかご(パツタンかご、折り畳み式かご)	つぶ、かに、うに、あいなめ
カニ網(こんぶがにからめ釣り)	かに
潜水器	あわび、うに、なまこ、つぶ

〈共同漁業権の侵害による違反〉

漁具・漁法の名称	主な対象魚介類
たこ釣り(共同漁業権魚種の採捕)	たこ
素もぐり(共同漁業権魚種の徒手採捕)	あわび、うに、なまこ、つぶ

■違法な「引っ掛け釣り」とは…【毎年検挙者多数！悪質な密漁行為！】



河川内、河口付近の海岸などにおいて、釣糸の先にイカリ型の大型3本針を付けて、釣竿を「しゃくる」ようにして、**水産動植物を引っ掛ける行為**

※針の種類によらず釣り方により違法となる場合がありますので、ご注意ください！

■違法な「じょれん引き」とは…【意外と知られていない密漁行為！】



漁港内の砂浜や水際付近などにおいて、じょれんで水底を引いて、金網内に入った砂や泥を水中でふるいに掛けて、**あさりやしじみなどの貝類を採る行為**

※ここでは、主な違反事例を紹介しています。詳しくは、P4～5「遊漁に関するルール」をご覧ください。

関係機関一覧

関係機関名	所在地	電話
北海道水産林務部 漁業管理課	札幌市中央区北3条西6丁目	011 (204) 5485
石狩振興局 産業振興部水産課	札幌市中央区北3条西7丁目	011 (204) 5842
後志総合振興局 産業振興部水産課	虻田郡倶知安町北1条東2丁目	0136 (23) 1394
檜山振興局 産業振興部水産課	檜山郡江差町字陣屋町336-3	0139 (52) 6553
渡島総合振興局 産業振興部水産課	函館市美原4丁目6-16	0138 (47) 9484
胆振総合振興局 産業振興部水産課	室蘭市海岸町1丁目4-1	0143 (24) 9811
日高振興局 産業振興部水産課	浦河郡浦河町栄丘東通56号	0146 (22) 9323
十勝総合振興局 産業振興部水産課	帯広市東3条南3丁目	0155 (26) 9059
釧路総合振興局 産業振興部水産課	釧路市浦見2丁目2番54号	0154 (43) 9213
根室振興局 産業振興部水産課	根室市常盤町3丁目28番地	0153 (23) 6850
オホーツク総合振興局 産業振興部水産課	網走市北7条西3丁目	0152 (41) 0656
宗谷総合振興局 産業振興部水産課	稚内市末広4丁目2-27	0162 (33) 2946
留萌振興局 産業振興部水産課	留萌市住之江町2丁目1-2	0164 (42) 8472
空知総合振興局 産業振興部林務課	岩見沢市8条西5丁目	0126 (20) 0076
上川総合振興局 産業振興部林務課	旭川市永山6条19丁目1番1号	0166 (46) 5959
北海道連合海区 漁業調整委員会	札幌市中央区北3条西6丁目 北海道水産林務部漁業管理課内	011 (204) 5482
石狩後志海区 漁業調整委員会	虻田郡倶知安町北1条東2丁目 後志総合振興局内	0136 (23) 1395
檜山海区 漁業調整委員会	檜山郡江差町字陣屋町336-3 檜山振興局内	0139 (52) 6556
渡島海区 漁業調整委員会	函館市美原4丁目6-16 渡島総合振興局内	0138 (47) 9488
胆振海区 漁業調整委員会	室蘭市海岸町1丁目4-1 胆振総合振興局内	0143 (24) 9812
日高海区 漁業調整委員会	浦河郡浦河町栄丘東通56号 日高振興局内	0146 (22) 9328
釧路十勝海区 漁業調整委員会	釧路市浦見2丁目2番54号 釧路総合振興局内	0154 (43) 9217
根室海区 漁業調整委員会	根室市常盤町3丁目28番地 根室振興局内	0153 (23) 6853
網走海区 漁業調整委員会	網走市北7条西3丁目 オホーツク総合振興局内	0152 (41) 0659
宗谷海区 漁業調整委員会	稚内市末広4丁目2-27 宗谷総合振興局内	0162 (33) 2971
留萌海区 漁業調整委員会	留萌市住之江町2丁目1-2 留萌振興局内	0164 (42) 8475
北海道内水面 漁場管理委員会	札幌市中央区北3条西6丁目 北海道水産林務部漁業管理課内	011 (204) 5481
地方独立行政法人北海道立総合研究機構 中央水産試験場	余市郡余市町浜中町238番地	0135 (23) 7451
地方独立行政法人北海道立総合研究機構 函館水産試験場	函館市湯川町1丁目2番66号	0138 (83) 2892
地方独立行政法人北海道立総合研究機構 栽培水産試験場	室蘭市舟見町1丁目156番地3	0143 (22) 2320
地方独立行政法人北海道立総合研究機構 釧路水産試験場	釧路市浜町2番6号	0154 (23) 6221
地方独立行政法人北海道立総合研究機構 網走水産試験場	網走市鱒浦1丁目1番1号	0152 (43) 4591
地方独立行政法人北海道立総合研究機構 稚内水産試験場	稚内市末広4丁目5-15	0162 (32) 7177
地方独立行政法人北海道立総合研究機構 さけます・内水面水産試験場	恵庭市北柏木町3丁目373番地	0123 (32) 2135